⑶　申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法　入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる受付期間：別表１．③のとおり

申請書等のファイル容量が、３ＭＢを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所：〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

⑷　一次審査に係る指名、非指名通知及び技術提案書の要請　上記２に掲げる入札参加者に要求される資格及び指名するための基準に係る確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、一次審査にて指名した旨及び技術提案書の提出の要請を平成23年12月16日までに通知する。

また、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名通知」という。）を平成23年12月16日までに通知する。

技術提案書の提出を要請された者は、通知の翌日から平成24年１月11日までの午前10時から午後４時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に上記４⑴に技術提案書を「持参」又は「郵送等」とすること。なお、電送及び電子メールによる提出は受け付けない。

なお、持参する場合は４⑴に掲げる担当部局に、事前に持参日時を連絡した上で持参すること。

⑸　技術提案書の採否の通知及び二次審査に係る指名の取り消しの通知　４⑷により提出された技術提案書について、上記２⑸に記載の要件を満足する者に対しては上記３⑶１）②㋑に係る技術提案評価を行い、その採否を平成24年１月25日までに通知する。

また、要件を満足しない者に対しては、指名の取り消しを平成24年１月25日までに通知する。その場合においては、技術提案の採否については通知しない。

なお、期限までに技術提案書を提出しない者並びに指名を取り消された者は、本入札に参加することが出来ない。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

①　電子入札システムによる入札の受付期間は、別表１．⑤のとおり

②　持参又は郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに中部地方整備局総務部契約課へ持参又は送付すること。

③　開札は、中部地方整備局総務部契約課にて別表１．⑥に示す期日において行う。

⑺　資料の貸与　入札参加希望者は、技術提案書等の作成にあたって１に示す工事に関する以下の資料の貸与を受けることが出来る。

・上記１に示す工事に係る詳細設計業務における成果品　１式
・その他関連資料

資料の貸与に係る詳細は入札説明書による。

⑻　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　受付期間：別表１．⑦のとおり

②　提出場所：〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

③　提出方法：持参又は郵送等により提出すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は銀行等の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　落札者の決定は、指名された者の中で上記３⑶３）により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑸　契約後ＶＥの提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。上記３⑶１）②㋑の評価項目に関する内容は対象としない。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。

⑺　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑻　契約書作成の要否　要。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑿　技術提案等の内容のヒアリング　技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

⒀　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。

⒁　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

⒂　詳細は、入札説明書による。